

薬 第 1616 号

平成 28 年 6 月 22 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、平成 28 年 6 月 22 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる4物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート及びその塩類
- (2) 1－（3，4－ジメトキシフェニル）－2－（メチルアミノ）プロパン－1－オン及びその塩類
- (3) 1－ペンチル－N－（キノリン－8－イル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類
- (4) メチル＝2－[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類

(5) 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

2. 知事が公示して定める物

1. (2) 及び (3) に掲げる物及びこれらのいずれかを含有する物について、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成 24 年大阪府規則第 210 号）第 3 条第 5 号の規定により同号の知事が公示して定める物（同号ロに掲げる用途に供する場合に限る。）に決めました。

3. 施行期日

平成 28 年 6 月 23 日

大阪府健康医療部
薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078（直通）
FAX: 06-6944-6701